

(案)

収 穫 調 査 委 託 契 約 書

1. 調査名，委託予定数量，委託単価，委託予定金額及び調査場所

委託事業名	委託 予定数量 (ha)	委託単価 (円)	委託予定金額	調査場所
令和8年度 収穫調査業務委託（立木販売・経常主伐） 目黒山国有林2083林班へ小班外 2 愛媛森林管理署	標準地面積 0.81ha		委託金額 _____ 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額) (_____ 円也)	別紙調査内訳 書のとおり

(注) ()の部分は，受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 調査期間

自 令和 年 月 日 (契約締結日の翌日)
至 令和 9 年 2 月 26 日

3. 契約保証金 免 除

4. 支給材料及び貸与物件

品名	規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
表示テープ(白)	0.1mm×15mm×50m	60巻	四国森林管理局	契約締結日

5. 特約事項

別紙「暴力団排除に関する特約条項」及び「林野火災防止に関する特約条項」のとおり。

上記委託事業につき、委託者 支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎(以下「甲」という。)と、受託者 (以下「乙」という。)とは、本契約書、令和8年5月29日付けで交付した収穫調査委託契約約款、収穫調査委託仕様書及び特記仕様書によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し，双方記名押印の上，各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者(甲)

住 所 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号
支出負担行為担当官

氏 名 四国森林管理局長 田中 晋太郎

受託者(乙)

住 所

氏 名

調査内訳書

森林管 理署等	調 査 場 所		予定面積 (ha)	標準地 面積 (ha)	予定材積 (m3)	調 査 方 法	備 考
	国 有 林	林 小 班					
愛媛	目黒山	2083へ	6.62	0.34	3,371	標準地	極印有
愛媛	目黒山	2083と1	6.28	0.32	2,115	標準地	極印有
愛媛	目黒山	3083と2	2.99	0.15	995	標準地	極印有
		</					

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙)

林野火災防止に関する特約条項

(林野火災の予防及び届出)

第1条 乙（契約又は協定等の相手方をいう。以下同じ。）は、国有林野への入林に当たり、火の取扱いに注意し、火災の予防に努めるものとする。また、たき火等の火災とまぎらわしい煙を発するおそれのある行為等を行う場合は、必ず市町村の火災予防条例等に基づく届出を行わなければならない。

(入林者等への周知)

第2条 乙は、入林する国有林野が所在する市町村が定める火災予防条例の内容、特に林野火災注意報及び林野火災警報等の規程を十分に理解し、国有林野に入林する者に対してそれらの規程について周知するとともに、火災の予防に努めることについて指導を徹底するものとする。

(林野火災注意報等の区域の確認)

第3条 乙は、国有林野への入林に当たり、入林する国有林野の所在する市町村が火災予防条例において定める、林野火災注意報及び林野火災警報の発令時に火の使用等に制限が課される区域について、必ず確認するものとする。

(林野火災注意報等の発令状況の確認)

第4条 乙は、国有林野への入林に当たり、入林する国有林野が所在する市町村から発令される林野火災注意報や林野火災警報の発令状況を確認するものとする。

(林野火災注意報等の発令に伴う対応)

第5条 乙は、入林する国有林野が所在する市町村において、林野火災注意報又は林野火災警報が発令されている場合、当該市町村の火災予防条例の定めるところに従い、火の使用等に関する制限等の規程を遵守するものとする。

(林野火災が発生した場合の対応)

第6条 乙は、国有林野内の入林地等において火災が発生した場合は、消火活動及び消防、警察等、関係機関の調査等に協力するものとする。